

平成12年 労働者災害補償保険法

(労働保険の保険料の徴収等に関する法律を含む。)

〔問 10〕 労働保険料等に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- A 労働保険料を納付しない者に対しては、政府は、期限を指定して督促しなければならない。この場合、督促状により指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して1週間以上経過した日でなければならない。
- B 事業主が、労働保険料を納期限までに納付せず、督促を受けた場合であっても、督促状に指定された期限までに労働保険料を完納したときは、延滞金は徴収されない。
- C 事業主が、労働保険料を納期限までに納付せず、納付の督促を受けた場合において、滞納している労働保険料の額の一部を納付したときは、その納付の日の前日までの期間に係る延滞金の額の計算の基礎となる労働保険料の額は、その納付のあった労働保険料の額を控除した額となる。
- D 延滞金の計算において、その計算の基礎となる労働保険料の額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。
- E 労働保険料の先取特権の順位は、国税、地方税、厚生年金保険の保険料などの公租公課と同順位である。